

序 章



立地適正化計画の概要

1. 計画策定の背景・目的 2
2. 計画の位置づけ 4
3. 計画区域 6
4. 計画期間 6
5. 計画全体の構成 7

序章 立地適正化計画の概要

本章では、計画の策定の背景・目的、計画の位置づけ、計画区域、計画期間、計画全体の構成について整理します。

1. 計画策定の背景・目的

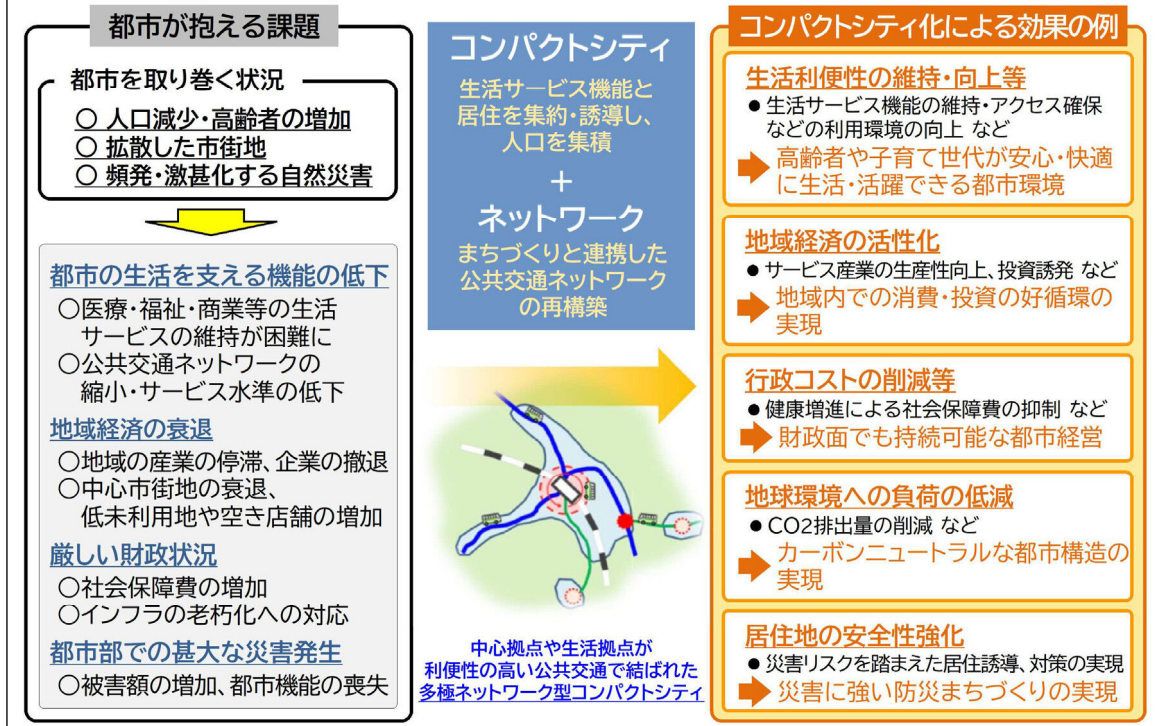
(1) 立地適正化計画策定の背景

全国的な人口減少および少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代をはじめとした全ての世代の方が、安心して快適に暮らし続けることができる生活環境や、持続可能な都市経営の実現などが近年のまちづくりにおける課題となっています。

こうした背景を踏まえ、人口減少が進む中でも持続可能な都市を構築するため、平成 26 (2014) 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画制度が創設され、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりが求められています。

《 コンパクト・プラス・ネットワークのねらい 》

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - ・ サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化(地域の消費・投資の好循環の実現)**
 - ・ 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
 - ・ 災害リスクを踏まえた居住等の誘導や防災対策の実施による**居住地の安全性強化**
- などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**です。



資料:国土交通省資料(一部加工)

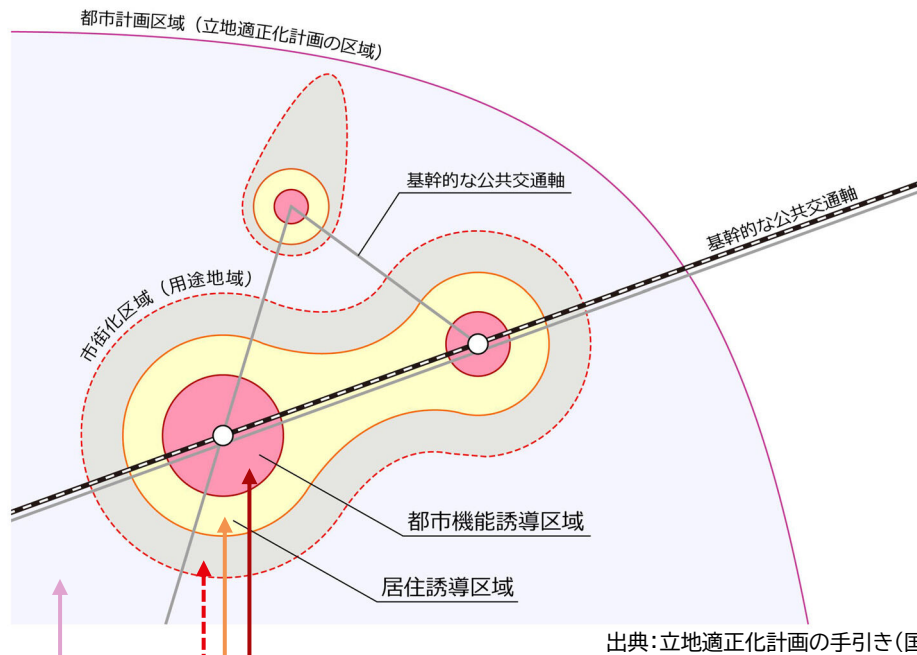


(2) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき、市町村が都市計画区域内において住宅および都市機能増進施設の立地の適正化を図るために作成できるものとされています。

都市計画法に基づく従来の土地利用の計画に加えて、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、居住と居住に関わる商業、医療、福祉などの生活利便施設が適切に立地するよう時間をかけて緩やかな誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。

《 立地適正化計画のイメージ 》



立地適正化計画区域
(都市計画区域全域)

市街化区域

都市機能誘導区域
(原則、居住誘導区域内で設定)

⇒ 商業、医療、福祉などの生活利便施設を都市の拠点に誘導して集積することで各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定

誘導施設
(都市機能誘導区域に設定)

⇒ 地域の特性などに応じて必要な都市機能を検討し、立地を誘導すべき施設を設定

居住誘導区域
(市街化区域内で設定)

⇒ 人口密度を維持し、生活サービスや公共施設などが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定

⇒ 防災指針において、居住誘導区域内の災害リスクを分析し、必要な防災・減災対策を設定

公共交通ネットワーク

⇒ 市内各所と拠点間や居住誘導区域内の円滑な移動が可能となる公共交通ネットワークの形成(地域公共交通計画と連携)

(3) 立地適正化計画策定の目的

本市においては、総人口が平成 22 (2010) 年をピークに減少傾向に転じており、また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も緩やかな減少傾向で推移する見込みであり、少子高齢化も進行している状況です。

このような状況を踏まえ、将来を見据えて、生活に必要な機能や居住を集約・誘導し、拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方による持続可能なまちづくりを進めていくため、立地適正化計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

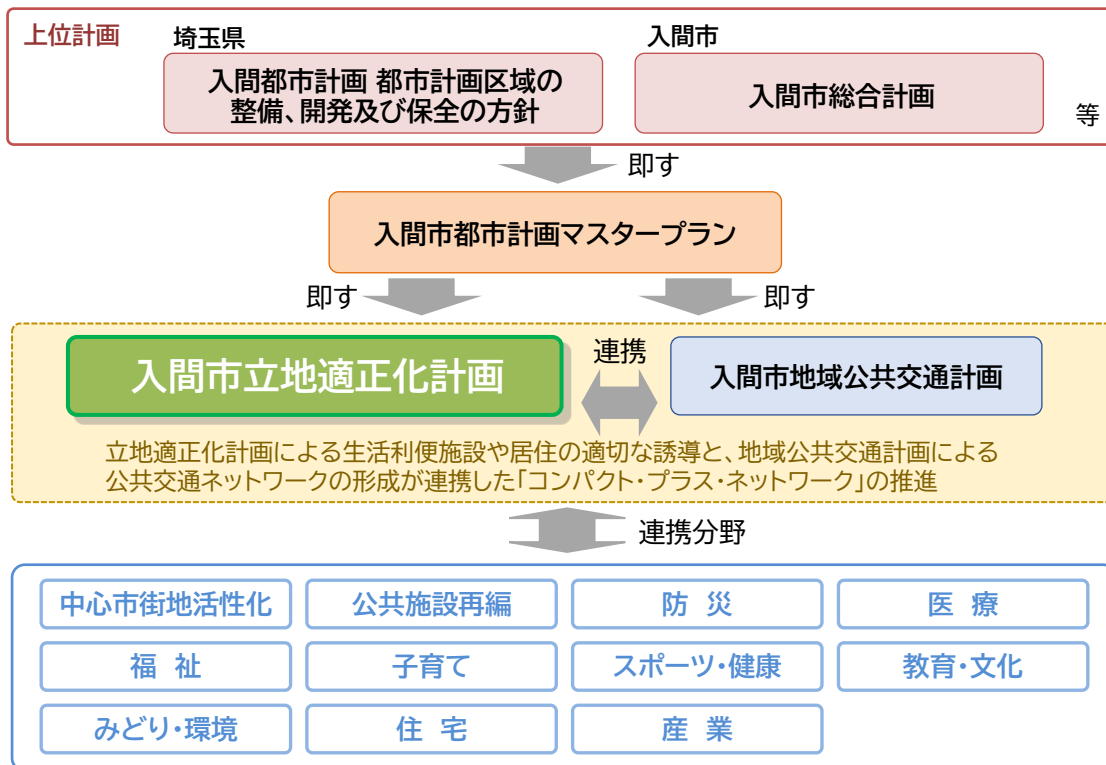
(1) 上位・関連計画との関係性

入間市立地適正化計画は、埼玉県が定める「入間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、本市の最上位計画である「入間市総合計画」に即して定められた本市のまちづくりの方針である「入間市都市計画マスタープラン」に即しています。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現を目指し、公共交通ネットワークの形成に向けた取り組みなどを整理した「入間市地域公共交通計画」とも十分な連携を図ります。

また、都市機能および居住に関する事項について総合的な取り組みを進めていくため、多様な分野と連携を図ります。

《 上位・関連計画との関係性 》








(2) SDGsと立地適正化計画の関係性

SDGsは「Sustainable Development Goals」の略で、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された令和12(2030)年を期限とする先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画で目指す、持続可能な「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造は、SDGsに貢献するもので、本計画を推進することは、主にSDGsの目標11、13、17の達成につながるものです。

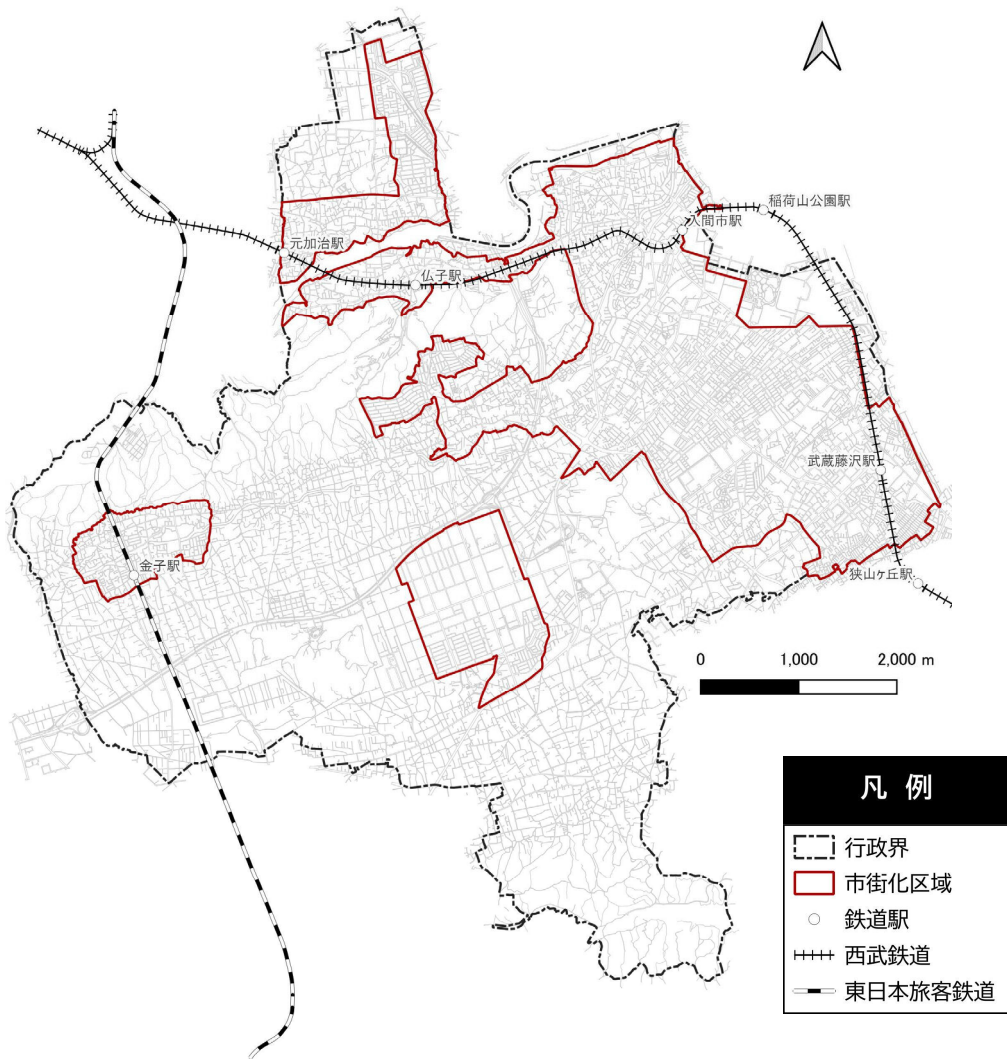
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市をコンパクトにすることで、子どもから高齢者まで全ての人が暮らしやすいまちの形成により、コミュニティを維持し、また、安全な区域へ居住機能を誘導することで、安心して住み続けることのできるまちの形成を目指します。 ・コンパクトな市街地の維持により、効率的・効果的な都市経営と地域環境の維持・保全の実現を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトな市街地の維持とネットワーク化された公共交通の利用を促進し、環境負荷の少ない都市構造を形成することにより、脱炭素社会の実現を目指します。 ・防災・減災まちづくりを推進することで頻発化・激甚化している災害のリスクの回避・低減を実現します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が抱える課題や目標を住民・事業者・行政が共有し、協働して解決に取り組むことを基本に、住民や事業者が活動しやすい環境づくりを支援し、まちづくりにおける民間活力の活用を推進します。

3. 計画区域

立地適正化計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全域とすることが基本とされています。

本市においても、市内全域の状況を踏まえた検討や施策を講じていく必要があるため、都市計画区域全域である市内全域を本計画の対象とします。

《 本計画の計画区域 》



出典:市資料

4. 計画期間

立地適正化計画は、長期を展望した都市の姿を定めていく計画であることから、計画期間は令和8(2026)年から令和27(2045)年までのおおむね20年間です。



5. 計画全体の構成

本計画の全体の構成、各章の内容は以下のとおりです。

